



NEDO特別講座「OSS活用のガイドライン解説」



# オープンソースロボット開発のための ライセンスと特許への対応

**一 ポリシーに基づく適切な対応のための手引き ―** 

国立研究開発法人 產業技術総合研究所 インダストリアルCPS研究センター

安藤 慶昭





### 概要



- オープンソースを活用したロボット開発のためのライセンス
  - 特許ガイドライン
  - RRI(ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会)調査検討委員会
- ガイドライン概要
  - 著作権
  - OSSライセンス類型
  - ポリシーに基づくライセンス対応
  - OpenChain





# OSS利用時の課題



#### 近年, OSSを活用したロボットシステム開発が増えつつある一方…



ライセンス違反で訴え られたりしないのか?



知らないうちに特許侵害 していて多大な賠償金を 請求されたりしないか?





















コンプライアンス上の懸念

#### もう面倒なのでOSS使わない!! 自分で作る!!



#### すべて自社で開発する場合

#### メリット

- 全部自社で制御可能
- ・品質保証可能
- ・ライセンスを自由に設定可能
- ・中身をすべて把握できる

#### デメリット

- ・競争力低下
- ・選択肢がない(少ない)
- ・開発コストの増加
- ・保守コストの増加



ロボット革命・産業IoT イニシアティブ協議会

OSSのライセンスと特許 に利用に関するガイドライ ン策定を開始 (2018年~)

2019年度 Ver2.0を 閲

# OSSをロボット開発ライセンス・特許ガイドライン



# 目次

オープンソースを活用した ロボット開発のための ライセンス・特許ガイドライン Version 2.0



オープンソースソフトウェアの自社ロボット開発への利用や、自社ロボット用ソフトウェアの オープンソース公開時のためのライセンスおよび特許の取り扱いに関するするガイドライン

2020年6月 ロボット革命イニシアティブ協議会 ロボットイノベーション WG ロボットライセンス・特許調査検討委員会



こもほぼリスクとはならない事項もあります。まずは、自社の OSS を利用する上 アップしてみましょう。

は自社の置かれた環境と OSS の利用によるリスクを見定めよう。



S 利用のメリットとリスクを同定したうえでの判断が求められる

#### ▶開時のメリット・リスクの同定

OSS として社内で開発されたソフトウェアを公開することは、これまで企業では行われることはまれ でした。近年は、様々な戦略上の理由から。自社で開発したものを積極的にオープンソースで公開 する企業が増えつつあります。自社の製品と市場における位置づけや、会社の戦略との関係から、 OSS を公開することによるリスクやメリットについて検討するとよいでしょう。以下に、一般的に言わ れている OSS 公開のメリットを挙げます。

61

- 1. はじめに
- 2. ソフトウェアライセンス
- 著作権の基礎、OSSライセンス類型、係争事 例
- 3. その他の著作権とライセンス
  - ドキュメント、形状データ、AIデータの著作権・知的財産権
- 4. ロボットのソフトウェアと特許
  - 特許庁の動向調査、ソフトウェア特許と係争 事例
- 5. ロボットシステム開発におけるOSSの 利用と公開
  - OpenChainとポリシーに基づくOSSの利用 と公開について
- 6. おわりに



# 対象者と体制レベル

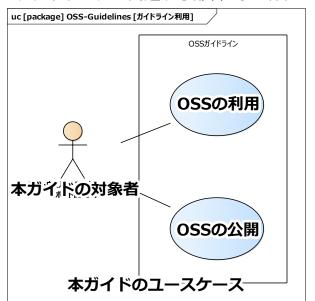


#### ① 対象ケース

OSSをロボットシステム開発に<mark>利用</mark> 開発したソフトウェアをOSSとして<mark>公開</mark>

#### ② 対象者

- ロボット開発者 のみならず
- 経営層
- 知財管理部門、品質管理部門 などソフトウェアに関連する部署・担当者



体制レベル	段階
レベル0	OSSの利用は一切禁止されている
レベル1	ごく少数のメンバーが限られたOSSを適切に使っている
レベル2	主に使われているOSSについては適切な対応ができる段階
レベル3	多くのOSSについて適切な対応ができる段階
	雑織的体制の構築・OSS利活用の本質をとらえる ↓
レベル4	(OSS対応チームが組織されたうえで) 多くのOSSについて
	適切な対応ができる段階、加えてコミュニティへの貢献もで
	きるレベル

### **ガイドラインがターゲットとする層**

OSSへのコンプライアンス対応は、開発者個人だけでなく、社内の組織体制を構築し、関係者それぞれがOSS利活用の勘所を理解する必要がある。



# ソフトウェアと著作権



#### 著作権の権利発生要件

開発者が日本人:著作権法により保護

と同時に



ベルヌ条約締結国でも同様に保護を受ける

#### 著作権に関する2つの条約

ベルヌ条約:世界のほぼすべての国(169か国)が批准。著作権の発生要件に無方式主義 (©マークが不要)を採用。

万国著作権条約:ベルヌ条約を補完する条約。 方式主義(©マークが必要)を採用する国が 批准。米国もかつては方式主義を採用してい たが、1989年にベルヌ条約を批准。



#### 著作人格権

- 公表権
- 氏名表示権
- 同一性保持権(改変の制限)

#### 著作権

- 複製権(コピーの制限)
- 上演権および演奏権(演劇等)
- 放送権、有線送信権
- 口述権(講義、朗読等)
- 展示権(美術・写真等)
- 上映権および頒布権(映画)
- 貸与権
- 翻訳権、翻案権等(改変、拡張、移植等の制限)
- 二次的著作物の利用に関する現著作者の権利

自分(自社)が作ったプログラム以外には、他人の著作権があり、グローバルに保護される

プログラムでは主に 複製権、翻訳権・翻案権、二次著作物の利用 が制限される

通常、作者に無断でコピー、コンパイル、二次利用(改変)はできない

では、OSSなど他者が作ったソフトウェアを使うのは危険なのか?





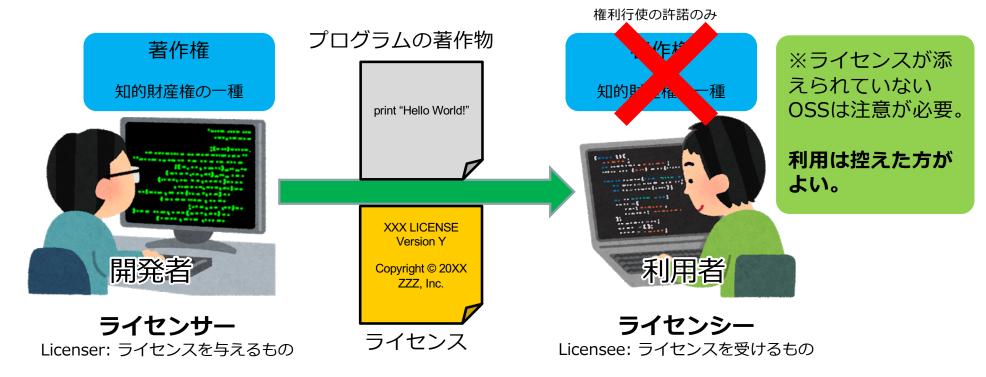
そんなことはありません





# 使用許諾: OSSライセンス





- **ライセンス:** それが存在しなければ、違法となる行為(複製、二次利用等)を許可 すること、あるいはその許可を証する書面
- **OSS開発者:** ライセンスを添えて公開
  - 一定の条件下で、複製、翻案(改変、拡張等の二次利用)、頒布等を許可される(通常無償で)
  - 条件にはいろいろなタイプがあるため注意が必要



### OSSライセンスの定義と種類



- OSSライセンスとは?
  - OSIによる定義、FSFによる定義、等様々あり
  - 通常は定義に合致するライセンスリストから選ばれる(独自ライセンスは推奨されない)
- 基本条件
  - 自由な使用・利用
  - 再頒布条件の表示
  - 特定の個人・グループや用途による差別・区別 の禁止
    - 商用利用×、軍事利用×→OSSライセンスではない
- コピーレフト型
  - GPL・LGPL等、制約が強いライセンス
  - 二次配布時に同一のライセンスを設定が必須
- 非コピーレフト型
  - BSD・MIT等制約が緩いライセンス
  - 改変→自社製品組込でもソース非公開でOK

ライ		改変影響 範囲		公開義務		ロボット関連
センス	•	静的リ	動的リ	改変部分	改変部分	ミドルウェアや
タイプ	張	ンクの影響	ンクの影響	分	分以外	ライブラリ
GPL	可	有	有	有	有	Player/Stage, ORCA ( 一部LGPL)
LGPL	可	有	無	有	有	OpenRTM-aist, Choreonoid
BSD	制限なし	制限なし	制限なし	無	無	ROS, MoveIt!, OpenCV, YARP, UPBI
	LGPL	GPL 可 LGPL 可	SPL 可有 LGPL 可有	響響 GPL 可有有 LGPL 可有無	修正・拡張       前のリンクの影響       有       有         LGPL       可       有       有	修正・拡張       有       有         付加       改変部分以外       有         付加       内の影響       有       有         は変部分以外       有       有       有         上GPL       可       有       有         LGPL       可       有       有



# **GPL/LGPL**



- GPL Ł LGPL
  - GPL (GNU General Public License)
  - LGPL (GNU Lesser General Public License)
  - リチャードストールマン(RMS)により作成 されたライセンス
  - ソフトウェアの**「自由」**を追求したライセンス (ソースコードアクセスの自由等)
    - 自由を追求するあまり、逆に不自由を生じ させているとの批判も
    - GPLライセンスのソフトウェアは未来永劫GPLであり続ける
- GPL・LGPL基本条件
  - ライセンス表記の明示
  - ソースコードの開示
  - 二次著作物の改変を加えた部分もGPLで開示
- GPL汚染
  - GPL: GPLに依存するソフトウェア、GPLコードを取り込んだソフトウェアもGPLライセンスでなければならない
  - LGPL:動的リンクに限り上記制約を逃れることができる

#### GPL互換性

派生物はより厳しいライセンスへ

- GPLのライブラリとBSDのライブラリを同時にリンク(併存)することは可能(GPL互換性)



<b>GPLライセンス</b>	両立するライセンス	両立しないライセンス
GPL ver2	MIT, 2項型, 3項型 BSD, MPL 2.0 など	GPL ver3, LGPL ver3 Apache 2.0 4項型 BSD など
GPL ver3	Apache 2.0, MIT, 2項型, 3項型 BSD MPL 2.0など	GPL ver2, LGPL ver2.1 4項型 BSD など

LGPLの静的リンク

動的リンクなら影響なし



### OSSライセンスの取り扱い例



### GPLのOSSはビジネスに利用できないのか?



### GPLを含む多くのOSSがすでに活用されている

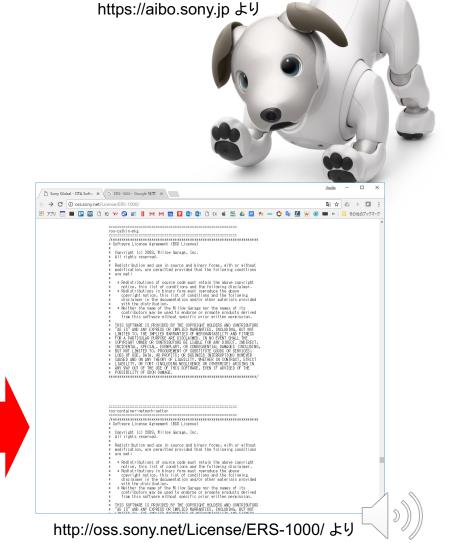
TV, AV機器, カーナビ, Wifiルータ, etc.

### ロボットでは?

- SONY Aiboの例
  - 約500以上のOSSライセンスをWebサイト上で明記
  - ROS kinetic を利用している模様
  - GPL, LGPL, BSD, MIT, Apache, etc.など様々なライセンスのOSSが利用されている
  - 右Webページにて使用OSSの著作権・ライセンス表記が列挙されている

#### ライセンスが定めるルールを守れば自由に利用可能!!

無改変で利用、改変コード公開、著作権表示、ソース入手先明示 etc.





### ソースコード以外の著作権



- ドキュメント
  - 著作権有り:勝手に再利用は×
- クリエイティブコモンズライセンス(CC)
  - 文書の二次利用ルールを定めたライセンス群
  - 以下6種類から選択しコモンズ証などとともに公 開→利用者にわかりやすい
  - CC以外にはGFDL(GNU Free Documentation License) といったものがある

		作品の商用利用を許可するか		
		許可する	許可しない(NC)	
作品の	許可する	CC BY (表示)	© ① ③ CC BY-NC (表示-非営利)	
作品の改変を許可するか	許可するが ライセンス 条件は継承 (SA)	<b>@ ④ ◎</b> CC BY-SA (表示-継承)	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	
	許可しない (ND)	CC BY-ND (表示-改変禁止)	<b>ⓒ () ⑤ ()</b> EY NC ND CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	

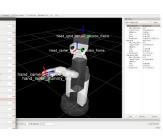
### CAD等形状データ

- 著作権で保護される否かは解釈が分かれる
- 利用時:利用許諾が明示されていないもの は避ける
- 更改時:第3者利用を意図しているのであれば、適切な使用許諾条件を添えるべき

#### トヨタHSRの例

・ URDF(構造記述): BSDライセンス

STL(メッシュデータ): CC BY-NC-ND



#### • AIに関わる知財

- 学習元データ:一定限度で自由に利用できる
- 学習済モデル:元データの著作権は及ばない
- AIが生成したコンテンツ:まだ明確なルール がない状態



# OSSの利用と公開



#### OSS利用のリスク

- ライセンス違反
- 品質・成熟度の問題
- 情報不足・サポートなし
- 言語の壁
- 人的リソースの不足
- コミュニティとの関係
- ソフトウェア公開義務
- 選択肢が多すぎる
- 顧客側の拒否感
- 社内他部署意識レベルの差

#### OSS利用のメリット

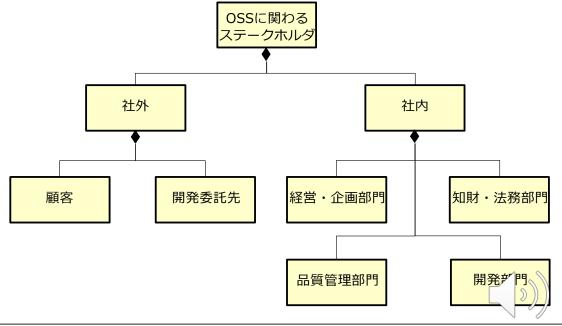
- コスト
- 開発速度
- 信頼性
- 高機能・先端技術
- ユーザコミュニティ
- ソースコード改変の自由
- 特定ベンダー非依存
- 選択肢の拡大



(ライセンス毎の取り扱いを満たすだけでは不十分) 社内外の関連する部門・組織を巻 き込んで意思統一が必要



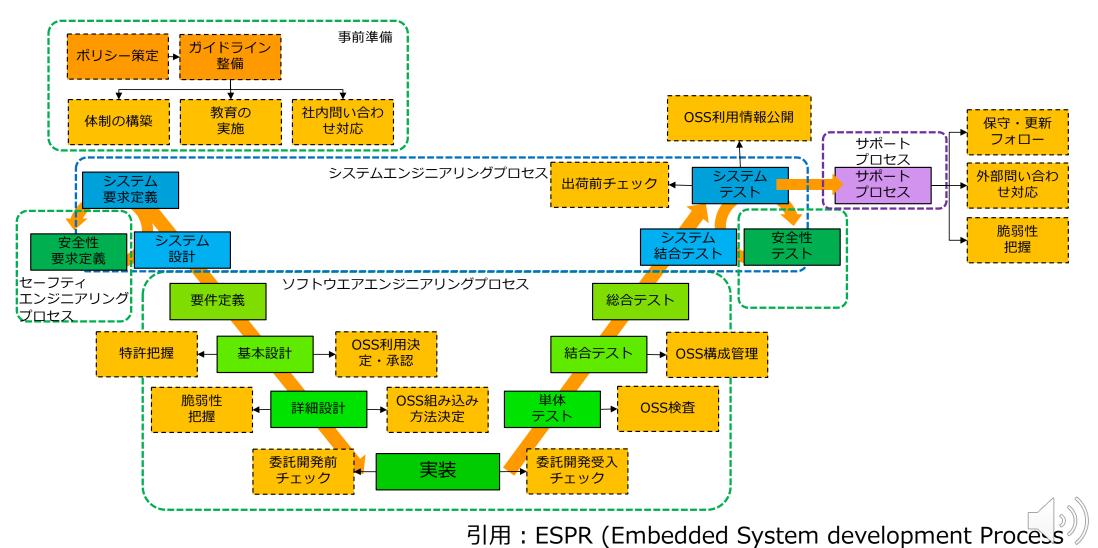
OSSはうまく使えば大きなメリット





# OSS利用と開発プロセスの対応



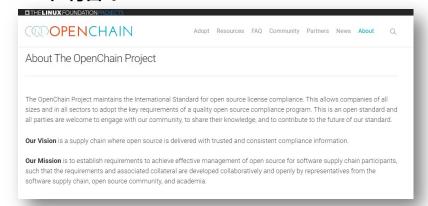




# **OSSコンプライアンス適合標準:OpenChain**



- OpenChain
  - Linux Foundationのプロジェクトの一つ
  - ソフトウェアサプライチェーン のコンプライアンス(OSSライセンス)対策手法の提案と標準化を 目指す



### OpenChain 適合認証仕様 2.0

- 1. OSSの責任の理解
- 2. 責任者の割り当て
- 3. レビューと承認
- 4. コンプライアンス関連資料配布
- 5. コミュニティへのかかわり方
- 6. 使用条件順守



体制構築と文書・エビデンス作成

本ガイドでは、提案手法とOpenChain適合認証仕様とのマッピングを明記 すべて対応すればOpenChain認証にも対応可能

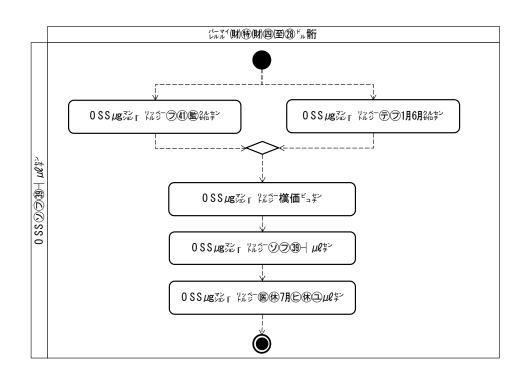




# OSSポリシー策定



- メリット・リスクの同定
  - 利用時は?
  - 公開時は?
  - コスト、信頼性、コミュニティ、継続性、品質、人的リソース、ライセンス種別、etc.
- ポリシー策定
  - 利用時・公開時
  - OSSに対する姿勢・基本方針のみ
- ガイドライン作成
  - 具体的手続き(申請・承認プロセス等)
  - 作成すべき文書



ポリシー:組織としての姿勢を文書化 ガイドライン: 具体的手続き、責任分担



# 体制の構築と運用



- 開発参加者の役割と対応する責任 を明記
- 役割毎に要求される能力を定義
- 参加者の能力評価を文書化
- OSSコンプライアンス管理対象を 明示

- 役割:担当者、グループ、部署を 明記
- 役割毎の適切な要員配置・予算措置の実施を明記
- ライセンスコンプライアンスの支援依頼可能な法務の専門家を明示 (法務部門)
- コンプライアンス責任者を明記
- コンプライアンス違反への対応・ 是正措置の手順を明記



### OSSライセンスコンプライアンス対策について

1)担当者の能力、2)統制範囲、、3)リソース割り当てについて文書化を行う



# 教育の実施・社内問い合わせ対応



- 開発部門だけでなく、知財・ 法務部門や品質管理部門に対 してもガイドラインの周知・ 教育が必要
- 開発を委託する場合は、委託 先との契約時にOSSの利用に ついての自社のポリシーに合 意してもらう
  - 契約書について盛り込む等



教育プログラムを準備、参加者の認識 度評価を文書化して残す

- 教育のみでは個別事例には対応しきれない
  - 使おうとしているOSS AとBの 組み合わせは?
  - ライセンスのバージョン違い、 etc.
- 個別事例への対応
  - 事例収集、HowTo化・DB化
  - 詳しい担当者を割り当て



事例収集、How To化することにより、 同様のケース・OSSへの対応迅速化



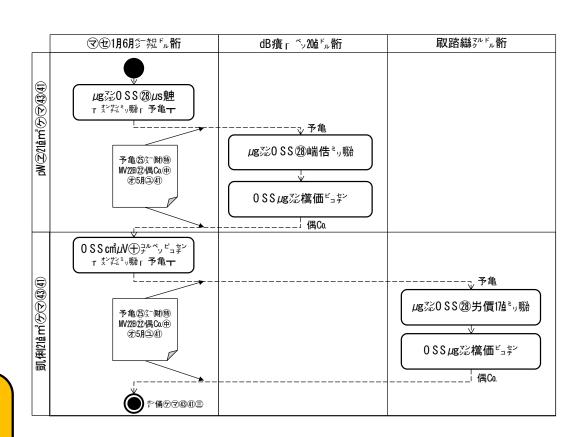
# OSS利用の申請・審査・承認



- ガイドラインで定められたプロセスに従って、申請・審査・承認を行う
- それぞれのOSSライセンスに 従うことで生じる義務、制約 、および、権利の内容を、レ ビューし、レビュー結果を文 書として記録する



- ガイドライン:手順を明記
- **エビデンス:**実際のレビュー結果を 記録・保存



OSS利用申請と承認プロセスにおけるデビデンスと役割分担の例



### 脆弱性リスクへの対応・特許の把握



- OSS脆弱性情報
  - 影響の大きいものは日々脆弱性 情報が報告・共有される
    - 国内: IPA, JPCERT, JVN等
- 脆弱性情報が公開された場合の対応を決めておく
  - 一次的回避策、更新、ユーザへ の通知等
  - 構成管理(後述)が必要



脆弱性情報が共有・対策が示されるどのように対応するかを定めておく

- OSSに含まれる特許がある場合は注意が必要
  - GPLv3、Apache v2など特許条 項を含むライセンスはリスク低
  - 特許自体はシステム全体として 取得されることが多く、製品全 体として対応が必要
- 知財・法務部門と連携して調査が必要



特許はシステム全体として対策必要ライセンスの特許条項の有無にも注目



### 開発委託・意図しないOSS混入の検査



- 開発の外部委託
  - OSSライセンス順守義務は最終製品販売企業にあり
- OSS利用の有無の調査
  - 委託先に報告を求める
  - 場合によっては自社でも調査
- ソースが納品されない場合
  - 調査必要時に協力を仰げるよう契約に 盛り込む
- OpenChainのように、委託先も準 拠体制をとっていることが理想



最終製品開発企業が責任を持つ トレーサビリティを確保しておく

- 意図しないOSS混入検査
  - 構成管理(後述)を徹底
  - ツールによる調査
- 知らずに含まれていることが 無いように
  - ポリシーに基づく組み込む
  - ツールは万能ではない

ツール名 (開発販売企業)	商用・OSS
Black Duck (Black Duck Software社・Synopsys社)	商用
FlexNet Code Insight (旧Paramida) (Flexera Software社)	商用
White Source (WhiteSource社)	商用
FOSSology (Hewlett Packard社)	OSS (GPLv2,LGPLv .1/)

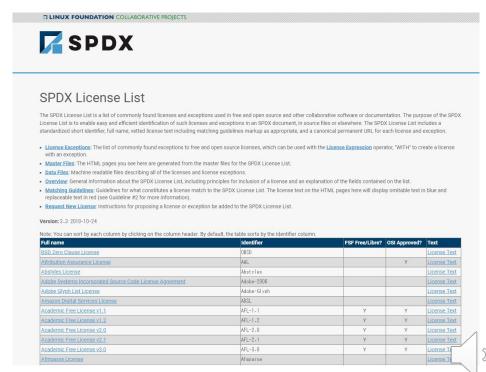


# 利用しているOSSの把握:構成管理



- 製品で利用しているOSS/ライブラ リ等を把握・管理
  - 構成管理(Software Configuration Management, SCM)、ソフトウェアBoM (Bill of Materials)が重要(OSSの利用有無にかかわらず)
- ソフトウェアトレーサビリティ
  - 任意のバージョンの製品再現
  - 不具合・故障時にトレース可能に
  - コード、文書の開発生成物の更新履歴 を適切に管理
- 構成情報、レビュー承認情報文書作成
- プロセスが適切に運用されたエビデンス保管

- 構成情報管理方法
  - ライセンス関連情報記載方式の標準 SPDX (Software Package Data Exchange) などがある



# 出荷前チェック・外部問合わせ対応・保守更新作業



- 出荷前
  - ソフトウェア構成管理情報を確認
  - OSSとそのライセンス・著作権 情報・免責条項、ソース入手方 法開示準備
    - Webサイトなどで開示されること が多い
  - 問合わせ先と対応策の明示
    - OSSコミュニティを意識
    - 誠意を持って対応
- ・OSSに関して問い合わせ情報の明示
- 問い合わせに対する対応手順を文書化

- 保守更新作業
  - ロボットは容易に更新が難しい ケースが多い
    - 実機でのあらかじめ十分な検証が 必要(CI活用等)
- セキュリティ脆弱性への対応
  - 前述のように素早い対応が必要 になるケースがある

- ・ 保守・更新手順について明示
- 対応手順を文書化



# 公開時の注意



- 基本はOSS利用時との対応と同じ
- 貢献ポリシーの策定
  - 何を求めて公開するか
  - 他のOSSへの貢献・フィードバック
- 貢献管理手続きの文書化
  - 必要な貢献(改変)が適切に公開されているか?
  - 不要な情報を公開しない
- 教育、情報共有手段の明記
  - 関係者全員が理解、情報を共有し、手順が明確に定められている必要あり
- 貢献ポリシーも同時に策定、手続き明確化
- 関係者全員への周知=文書化・情報共有

- 申請・審査・承認手続き
- 公開範囲の明確化
  - ソース、モデル、ドキュメント
  - 何を目的にどこまで公開するか
- ライセンスの設定
  - ライセンス明記なきOSSは第3者は利用しない
  - どのように利用してほしいか?→どの ライセンスを設定するか?
  - 独自ライセンス設定は避ける
    - OSIが定める中から選択が理想
- 著作権表示は正しく、明確に
  - 他のOSSが自著作権表示とともに公開 されていないか?
  - 利用時と同様、意図しない混入に注意





### 公開後の対応・メンテナンス



- 公開方法
  - Github, GitLab, SourceForge 等のホスティングサービスが便 利
- 公開後対応
  - ユーザからバグレポート、貢献受付
  - ユーザとのコミュニケーション
  - ユーザへの改変情報開示
  - コミュニティと良好な関係を構築する ことが重要

- 外部からの貢献に対する対応
  - パッチやソース提供の申し出
    - ユーザの著作権あり→共有著作物
    - 権利関係が複雑に
  - CLA提出の依頼
    - CLA= 貢献者ライセンス同意書
    - 著作権を譲渡してもらう旨明記
    - GitHubではCLA同意後に
       PullRequest(貢献)を提出できる
       仕組み有り

OSSコミュニティとの良好な関係構築が結果として利益になる



# おわりに



- オープンソースを活用したロボット開発のためのライセンス
  - 特許ガイドライン
  - RRI(ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会)調査検討委員会
- OSSを利用するリスクとメリット
  - 正しく対応すれば強力なリソース
- ガイドライン概要
  - 著作権
  - OSSライセンス類型
  - ポリシーに基づくライセンス対応(利用と公開)
  - OpenChain

